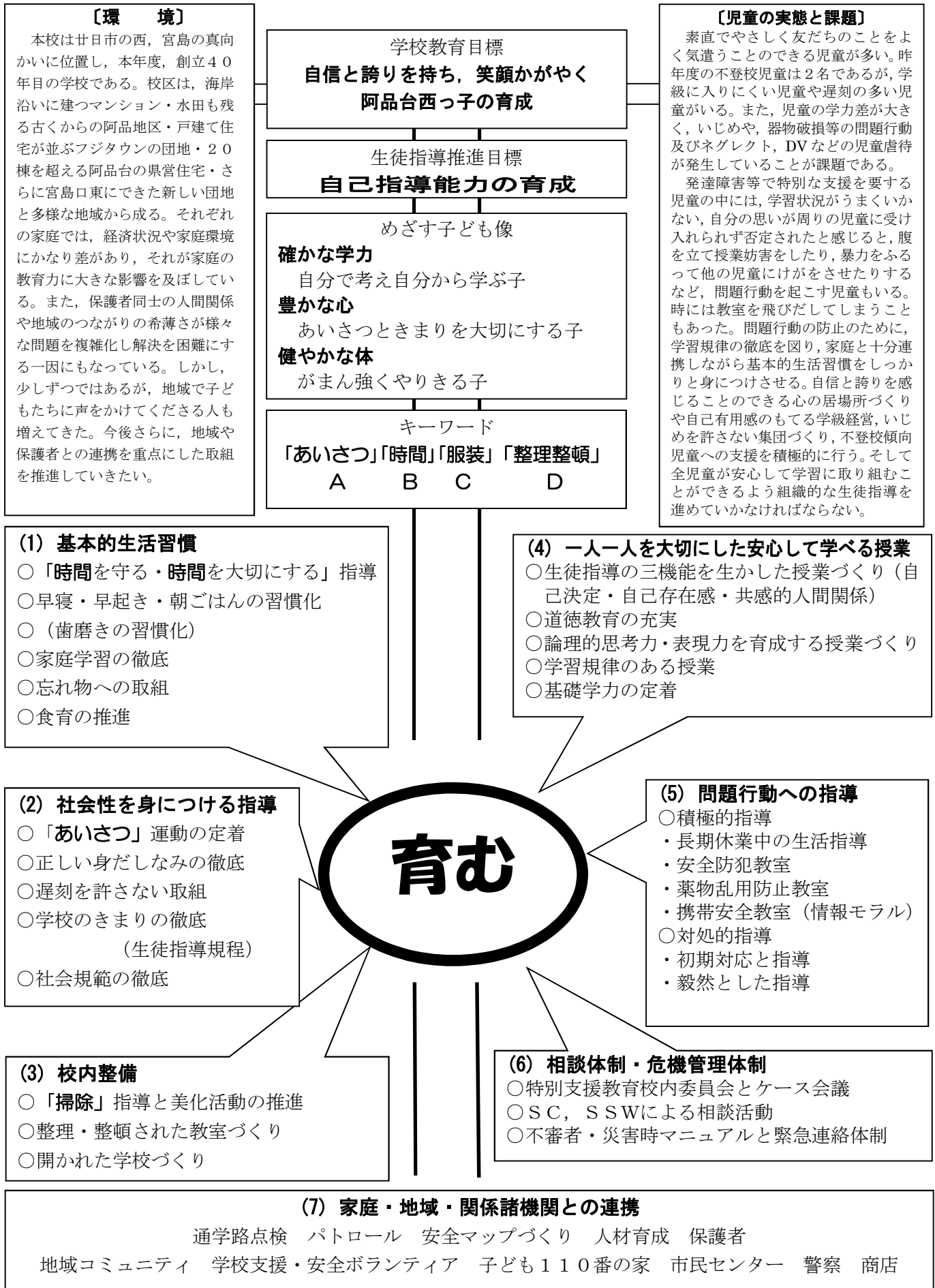


令和5年度 生徒指導全体計画

廿日市市立阿品台西小学校



1 学校教育目標

「自信と誇りを持ち、笑顔かがやく阿品台西っ子の育成」

2 生徒指導推進目標

児童が自ら判断し、行動し、その結果に責任を持つという「自己指導能力の育成」をめざす。

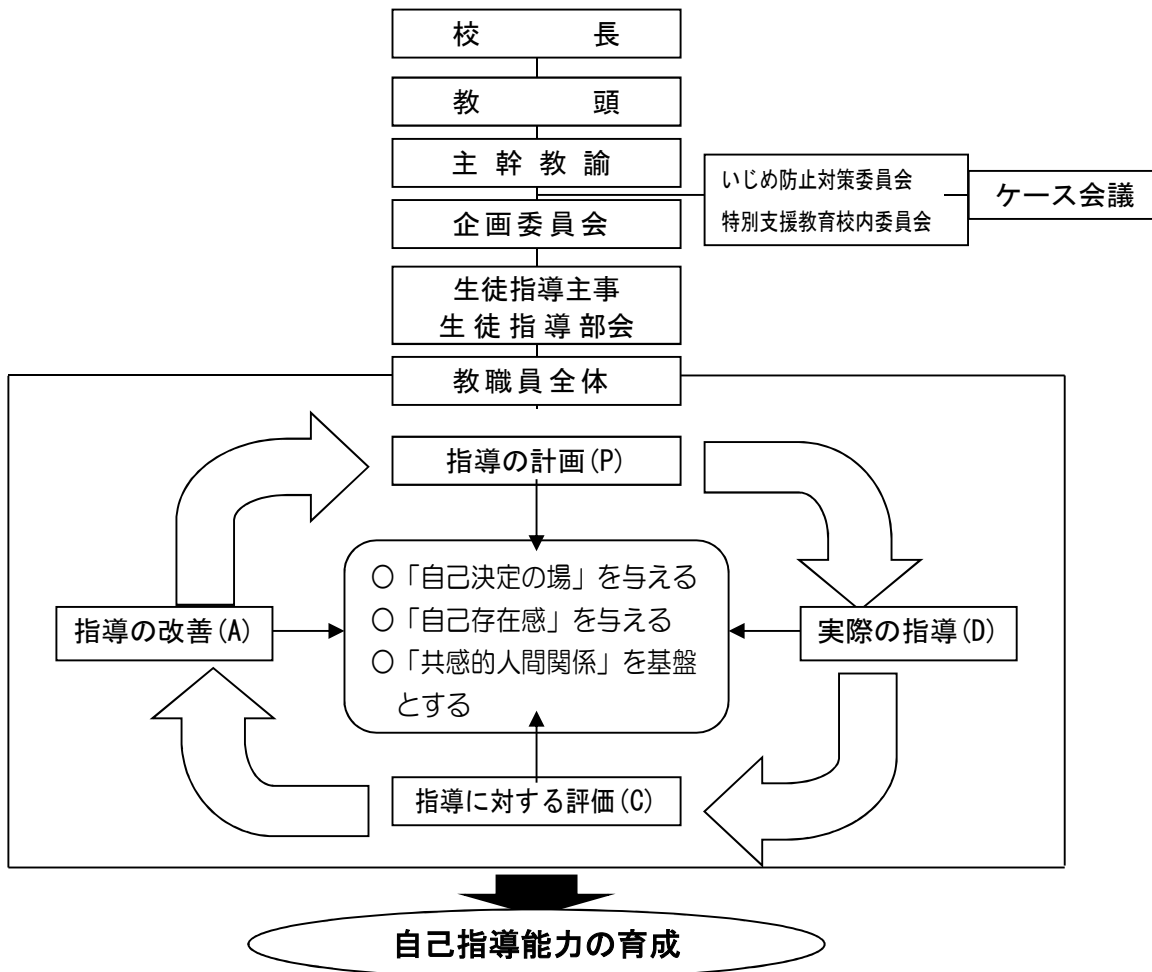
3 生徒指導の指針（生徒指導の三機能）

- (1) 「自己決定の場」を与える指導
- (2) 「自己存在感」を与える指導
- (3) 「共感的人間関係」を基盤とした組織的・計画的な指導

4 生徒指導の7つの基本（重点的な取組）

- (1) 生活の基礎・基本となる指導
- (2) 社会性を身に付ける指導
- (3) 安心して学習できる学校づくり
- (4) 児童一人一人を大切にする指導
- (5) 問題行動を起こす児童への毅然とした指導
- (6) 悩みや不安を気軽に相談できる体制の充実
- (7) 家庭、地域及び関係諸機関等との行動型連携

5 生徒指導体制



6 欠席児童及び保護者対応の原則

(※無断欠席児童に対しては、その日の内に何らかの連絡を行うことを基本とする。)

- (1) 1日間の原因がはっきりしない欠席(体調不良、気分不良等)の場合
 - ・児童または保護者への連絡
- (2) 2日間の原因がはっきりしない欠席(体調不良、気分不良等)の場合
 - ・保護者への連絡
- (3) 3日間以上の原因がはっきりしない欠席(体調不良、気分不良等)の場合
 - ・家庭訪問及びケース会議の開催検討〔必要に応じてケース会議の開催〕

7 いじめ問題への対応

いじめの定義

「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」

いじめ問題を解決していくために

～いじめは対人関係における問題であるという視点に立ち、生徒指導はもとより、特別活動などの体験活動などを通して、人権感覚を養うとともに、児童同士の心の結びつきを深め、社会性をはぐくむ教育活動を進める。～

(1) いじめに取り組む基本姿勢

- ・いじめ問題を本校の中心的課題として位置付けるとともに、組織的推進体制を確立し、学校全体で解決に向けた取組を推進する。
- ・人権尊重の精神を基盤にした教育活動を展開する。
- ・「いじめは人間として絶対許されない」という意識を一人一人の児童に徹底させるとともに、教職員自らそのことを自覚し、保護者や地域に伝えていく。
- ・いじめられている児童には非はないという認識に立ち、組織的対応によって問題の解決を図る。

(2) いじめの早期発見と早期対応

- ・児童生徒が発する様々な小さなサインを見逃すことのないよう日ごろから丁寧に児童理解を進め、早期発見に努める。
- ・アンケートや面談を通して児童の声が教職員に届くように、相談したいという信頼関係を日常的に築く。
- ・いじめを受けた児童に個人面談や家庭訪問等で早期に対応するとともに、教室で児童が安心して過ごせるよう支援体制を整備する。

(3) いじめへの組織的な対応

- ・いじめを把握したら、ケース会議等を開き、指導方針を共通理解したうえで、役割分担し、迅速な対応を進める。
- ・いじめられている児童には、「絶対守る」という学校の意味を伝え、心のケアと合わせて休憩時間や掃除時間など特に隙間の時間帯の安全確保に努める。
- ・保護者と連携を図り、対応策について十分説明し、了承を得て取組を進める。
- ・加害者が特定できたら、個別に指導し、いじめの非に気付かせ、被害者への謝罪の気持ちを醸成させる。
- ・再発防止へのねらいを含めた学級や学年全体への指導を行う。

(4) 情報モラルの指導

- ・6年生と6年生の保護者対象に、携帯電話を介したいじめや犯罪の現状、携帯電話の正しい使い方などについて、携帯電話会社の情報モラル担当者を講師として招き、話をしていただく。学活としてカウント。

8 不登校対策実践計画

(1) 不登校対策推進目標

適切に判断し、行動し、責任のとれる児童生徒の育成
～不登校児童数「0」及び中1ギャップの解消～

(2) 児童の様子と昨年度（令和3年度）の状況

全体的には、素直で優しく、友だちのことを気遣うことのできる児童が多い。昨年度末の不登校児童数は、6年生3名・5年生3名・3年生1名・1年生1名の計8名であるが、学級に入りにくい児童や遅刻の多い児童が若干名いる。また、児童の学力差が大きく、いじめや暴力、器物破損等の問題行動及びネグレクトによる児童虐待があることが課題である。

発達障害等で特別な支援を要する児童の中には、学習状況がうまくいかない、自分の思いが周りの児童に受け入れられず否定されたと感じると、腹を立て授業妨害をしたり、暴言・暴力をふるって他の児童にストレスを与えるなど、問題行動を起こす児童もいる。

(3) 不登校の捉え方

①不登校は、「社会的自立」に向けた進路の問題である。

不登校解決の目標は、児童が将来、精神的にも経済的にも自立し、豊かな人生を送れるよう「社会的自立」に向けて支援することにある。

②不登校児童には、適切な時期に適切な指導・支援をすることが必要である。

③児童が「学校へ来ていない」という事実を厳粛に受け止め、学校が組織的に取り組む。

④学校だけが抱え込まず、家庭、関係機関と連携して取り組む。

(4) 不登校解消に向けた具体的取組

①不登校を未然に防止するための対策

- ・個別の児童の指導記録（個別支援シート）の作成とケース会議の開催
- ・児童がお互いを認め合うような絆づくり、望ましい集団づくり
- ・学校への適応を促進するためのガイダンス機能の充実
- ・暴力行為、いじめ等の問題行動がない安心して学べる学級づくり
- ・児童がわかる喜びを感じられるような学習の基礎・基本の徹底
- ・多様な人間関係を形成できる特別活動、体験活動等の充実

②不登校児童の学校復帰を目指した支援

- ・個別指導記録に基づく児童への登校を促す取組
- ・スクールカウンセラーとの密接な連携による支援
- ・不登校児童の態様別、理由別による関係機関との連携
- ・保護者間で支援しあえるためのネットワーク化、相談機関の紹介
- ・不登校児童が学校復帰しやすい受け入れ体制（態勢）づくり
- ・関係教職員でチームをつくり支援するなど指導体制の充実

③出席状況統計資料の作成（担任、養護教諭の協力を得て作成）

- ・児童の欠席や保健室登校、遅刻、早退の様子を統計資料として記録に残す。
- ・中学校進学時に、児童理解資料として提出する。

・区分の仕方

区 分	小学校1～6年の各学年の状況
不 登 校	何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因、背景により、児童生徒が登校しない（年間30日以上長期欠席者）あるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）をいう。

区 分	小学校4～6年の各学年の状況
「不登校経験あり」群	3年間の間に一度でも「不登校相当」に該当したもの
「不登校経験なし」群	3年間とも「不登校相当」に該当しなかった者

(5) 中1ギャップの解消

① 中学校の様子が肌で感じられる体験活動を行う。

- ・出前掃除
- ・オープンスクール
- ・体験授業や部活動体験

② 小中連携を密にし、適時に対応する。

- ・小学校時の情報提供
- ・スクールカウンセラーとの面談
- ・合同研究会
- ・生徒指導主事による小中連携

(6) 生徒指導上の諸問題解決のための年間指導計画

年月	取 組	概 要
令和5年 4 月	①研究推進体制の確立 ②小中連携プロジェクト会議 ③生徒指導校内委員会 ④校内研修会 ⑤家庭訪問（希望者） ⑥SCによるカウンセリング ⑦関係機関との連携 （b&g, こども相談室など）	①今年度の研究推進計画の確認と推進 ②情報の共有と指導の統一に向けて ③昨年度の実態把握と今年度の実施計画の確認 ④発達課題の実態把握と指導における共通理解 ⑤児童理解と保護者連携 ⑥専門的な立場からの教育相談 ⑦情報の共有
5 月	①報告会（学年主任会） ②中学1年生情報連携 ③命の大切さについて考える日 ④SCによるカウンセリング ⑤関係機関との連携 （b&g, こども相談室など）	①情報の共有と指導の統一 ②中学1年生についての情報交換 ③命の大切さを考えさせる全校の取組 ④専門的な立場からの教育相談 ⑤情報の共有
6 月	①アセス実施（3～6年生） ②いじめ・体罰アンケート（全児童・全保護者） ③校内事例研修会 ④小中連携プロジェクト会議 ⑤報告会（学年主任会） ⑥SCによるカウンセリング ⑦情報モラル教育（学活） 携帯電話教室 ⑧関係機関との連携 （b&g, こども相談室など）	①学級の状態を把握（3～6年生） ②いじめ・体罰に関する実態把握（全児童・全保護者） ③課題のある児童の共通理解 ④情報の共有と指導の統一 ⑤情報の共有と指導の統一 ⑥専門的な立場からの教育相談 ⑦児童・保護者に対する携帯電話会社の 情報モラル担当者を活用した授業（学活） ⑧情報の共有
7 月	①出前授業 ②校内アセス研修会 ③犯罪防止教室 ④SCによるカウンセリング ⑤関係機関との連携 （b&g, こども相談室など）	①中一ギャップの解消へ向けて取組 ②アセスの結果をもとに児童理解 ③犯罪予防のための教室を開催 ④専門的な立場からの教育相談 ⑤情報の共有

8月	<ul style="list-style-type: none"> ①校内事例研修会 ②小中連携プロジェクト会議 ③3校合同研修会 ④報告会（全職員） ⑤SCによる校内研修 ⑥関係機関との連携 （b&g, こども相談室など） 	<ul style="list-style-type: none"> ①障害児童と発達検査の共通理解 ②情報の共有と指導の統一 ③全教員を対象にした生徒指導に係る研修会を開催 ④情報の共有と指導の統一 ⑤支援方法に関わる助言 ⑥情報の共有
9月	<ul style="list-style-type: none"> ①出前掃除 ②報告会（学年主任会） ③校内事例研修会 ④小中連携プロジェクト会議 ⑤SCによるカウンセリング ⑥関係機関との連携 （b&g, こども相談室など） 	<ul style="list-style-type: none"> ①中学生による掃除指導 ②情報の共有と指導の統一 ③情報の共有と指導の統一 ④情報の共有と指導の統一 ⑤専門的な立場からの教育相談 ⑥情報の共有
10月	<ul style="list-style-type: none"> ①阿品台クリーン活動 ②小中連携プロジェクト会議 ③報告会（学年主任会） ④SCによるカウンセリング ⑤関係機関との連携 （b&g, こども相談室など） 	<ul style="list-style-type: none"> ①3校の児童生徒による地域清掃活動 ②情報の共有と指導の統一 ③情報の共有と指導の統一 ④専門的な立場からの教育相談 ⑤情報の共有
11月	<ul style="list-style-type: none"> ①アセス実施（3～6年生） ②いじめ・体罰アンケート （全児童・全保護者） ③出前授業 ④阿品台中学校区3校合同研究会 ⑤小中連携プロジェクト会議 ⑥SCによるカウンセリング ⑦関係機関との連携 （b&g, こども相談室など） 	<ul style="list-style-type: none"> ①学級の状態を把握（3～6年生） ②いじめ・体罰に関する実態把握 （全児童・全保護者） ③中一ギャップの解消への取組 ④小中連携による教育研究発表 ⑤情報の共有と指導の統一 ⑥専門的な立場からの教育相談 ⑦情報の共有
12月	<ul style="list-style-type: none"> ①報告会 ②校内アセス研修会 ③授業見学・部活体験 ④いじめ防止対策推進月間 ⑤SCによるカウンセリング ⑥関係機関との連携 （b&g, こども相談室など） 	<ul style="list-style-type: none"> ①情報の共有と指導の統一 ②アセスの結果をもとに児童理解 ③中一ギャップの解消へ向けての取組 ④いじめを考える全校の取組 ⑤専門的な立場からの教育相談 ⑥情報の共有
令和4年1月	<ul style="list-style-type: none"> ①小中連携プロジェクト会議 ②報告会（学年主任会） ③SCによるカウンセリング ④関係機関との連携 （b&g, こども相談室など） 	<ul style="list-style-type: none"> ①情報の共有と指導の統一 ②情報の共有と指導の統一 ③専門的な立場からの教育相談 ④情報の共有
2月	<ul style="list-style-type: none"> ①研究の成果と課題のまとめ ②小中連携プロジェクト会議 ③アセス実施（3～6年生） ④いじめ・体罰アンケート（全児童・全保護者） ⑤SCによるカウンセリング ⑥関係機関との連携 （b&g, こども相談室など） 	<ul style="list-style-type: none"> ①取組みのまとめと次年度の計画作成 ②情報の共有と指導の統一 ③学級の状態を把握（3～6年生） ④いじめ・体罰に関する実態把握（全児童・全保護者） ⑤専門的な立場からの教育相談 ⑥情報の共有
3月	<ul style="list-style-type: none"> ①阿品台中学校区3校連絡会 ②校内事例研 ③SCによるカウンセリング ④関係機関との連携 （b&g, こども相談室など） 	<ul style="list-style-type: none"> ①卒業・入学に向けての情報交換 ②専門的な立場からの教育相談 ③情報の共有